

ソフトウェア関連発明特許に係る判例紹介
～引用文献1のみで進歩性なしとされた判例～

平成29年（行ケ）第10037号

原告：株式会社医療情報技術研究所

被告：特許庁長官

2018年3月23日

執筆者 弁理士 田中 伸次

1. 概要

原告は、発明の名称を「電子カルテ画面構成システム」とする発明について、特許出願（特願2015-229249号：本願）をしたが、平成28年5月20日付けで拒絶査定を受けた。これに対して、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁の審判合議体は、「本件審判の請求は成り立たない。」との審決（本件審決）をした。原告はこれを不服として、知財高裁に審決取消訴訟（本件訴訟）を提起した。

原告は一致点の認定誤り及び相違点の看過、並びに相違点の判断の誤りを取消理由として主張したが、知財高裁は、いずれも理由がないから、原告の請求を棄却した。

2. 特許請求の範囲の記載

1) 本願に係る発明

本願審決時の特許請求の範囲の請求項1の記載は、次のとおりである。

【請求項1】

医療や介護上の文書を記録する電子カルテシステムにおいて、文書を構成する個々のデータを記録するデータ記録場所を備え、以下(1)から(4)を備えることにより個々のデータの入力及び出力を複数の画面構成系列を用いて可能とし、さらに複数の異なる文書種類から、それぞれの構成要素の読み出し参照・編集を可能としていることを特徴とする電子カルテ画面構成システム。

(1) 複数の画面構成系列を設定する画面構成系列設定手段と、前記複数の画面構成系列の内から使用する画面構成系列を指定する画面構成系列指定手段を備え、

(2) 前記画面構成系列設定手段は、当該画面構成系列に属する複数の画面構成を設定する個別画面構成設定手段を備え、

(3) 前記個別画面構成手段は、画面を構成する個々の画面構成要素を設定する画面構成要素設定手段を備え、

(4) 前記画面構成要素設定手段は、表示位置、大きさ、見出しを含む構成要素表示条件設定手段を備え、さらに、

- a) データの入力や、入力済みデータの出力を行うデータ入出力要素においては、当該データの記録場所を指定するデータ記録場所設定手段、
 - b) 別の画面への遷移を行うナビゲーション要素においては、画面の遷移先を指定する画面遷移先指定手段、
 - c) 表示データに対して処理を行うデータ処理要素においては処理内容を設定する処理内容設定手段、
- 以上a) からc) の内、少なくとも一つを備えている。

本願請求項1に係る発明（本件発明）は、電子カルテシステムにおいて、「文書を構成する個々のデータを記録するデータ記録場所を備え」、「個々のデータの入力及び出力を複数の画面構成系列を用いて可能とし、さらに複数の異なる文書種類から、それぞれの構成要素の読み出し参照・編集を可能としている」点、及び「画面構成系列設定手段は、当該画面構成系列に属する複数の画面構成を設定する個別画面構成設定手段を備えた」ことを特徴としている（図1、2）。

本件発明は、電子カルテ製品ごとの画面構成系列、個々の画面の構成を予め設定しておき、ユーザは、いずれの画面構成系列を用いるかを指定するのみで、通常慣れ親しんだ画面構成系列を用いてデータの表示や入力、編集を行うことが可能になり、異なる電子カルテ製品であっても混乱やストレスなく業務遂行が可能となる。

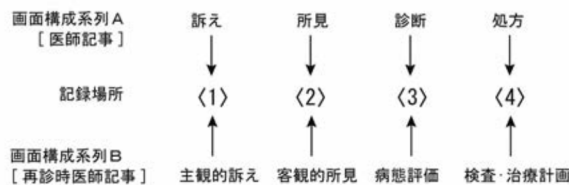


図1（本願の図4）

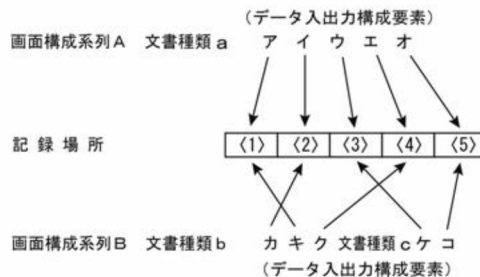


図2（本願の図5）

2) 経過

本件特許に係る特許出願（以下、「本願」と記す。）の経過は、以下のとおりである。

平成27年11月25日 出願
平成27年12月14日 審査請求
平成27年12月21日 早期審査申出
平成28年 1月13日 拒絶理由通知
平成28年 2月22日 応対記録
平成28年 3月10日 応対記録
平成28年 3月18日 意見書, 手続補正書 提出
平成28年 5月20日 拒絶査定
平成28年 6月16日 拒絶査定不服審判 請求
平成28年 8月 9日 早期審理申出
平成28年 9月 6日 拒絶理由
平成28年11月 1日 意見書, 手続補正書 提出
平成29年 1月10日 審決 送達
平成29年 2月 3日 審決取消訴訟 提起

3. 訴訟での争点

訴訟で争点となったのは、以下の2点である。

- (1) 一致点の認定の誤り及び相違点の看過
- (2) 相違点の判断の誤り

本稿では(2)について、取り上げる。

4. 引用発明(甲2:特開2007-128261号公報)

データベースからコンテンツを取得してレイアウトを決定するレイアウトシステムを適用した電子カルテに関する(【0001】、【0117】)。

電子カルテシステムにおいて、電子カルテに記載されたすべての情報を表示すれば、電子カルテを参照する際の視認性を低下させる。また、複数の診療科を統合して使用する電子カルテの場合、他の診療科の医師が記載内容を参照するには、すべての情報を一度表示する必要がある。また、電子カルテの記載欄には、通常、見る必要がない欄も多数存在する。つまり、同一の電子カルテでも、ユーザやグループが着目する情報ごとに表示したい情報が異なる(【0001】、【0117】)。

引用発明は、表示すべきコンテンツの相関関係を設定可能にしたレイアウトシステムを用いて、ユーザまたはグループ単位に役割を設定し、ユーザが望む電子カルテの表示、閲覧を提供することを目的とする(【0008】、【0117】)。

引用発明は、コンテナを選択し、前記選択されたコンテナと、コンテナのレイアウトを定義する相関関係テーブルに基づき、前記コンテンツのレイアウトを決定するものであり、相関関係を示すテーブルは各コントロールの重みを有し、その重み付けに基づき

コントロールのレイアウトを行うものである【0010】、【0127】。

さらに、ユーザごとに異なる相関関係テーブルを所持することで、同一の電子カルテの情報を表示する際の表示内容をユーザの業務、作業内容に合わせてカスタマイズするものである【0128】。コンテナは、文書テンプレート内の固定または可変テキスト、イメージすなわち、固定または可変のコンテンツをもつスペースで、他のコンテナやオブジェクトとともにレイアウトされ【0037】、【0038】、コンテナは、文書生成時にデータソースからのデータとマージされ、可変コンテンツは、データソースから特定のデータの表示（印刷またはモニタへの表示）をもたらす【0040】。

引用発明によれば、表示すべきコンテンツの相関関係の設定を許容し、設定された相関関係に基づく画面情報を生成することができる【0011】。

ユーザごとに異なる相関関係テーブルを所持することで、同一の電子カルテの情報を表示する際の表示内容をユーザの業務、作業内容に合わせてカスタマイズすることができる機能を有する【0128】。

このように、使用したコントロールのみを抽出し、画面に最適にレイアウトすることで、ユーザの視認性を高めることができる。また、当該ユーザ以外を入力項目も同系列に表示されるため、確認漏れなどを防ぐことが可能になる。また、ユーザごとに異なる相関関係テーブルを所持することで、同一の電子カルテでも、ユーザの業務、作業内容に合った表示を行うことが可能になる【0130】。

	医師					看護師					医療技師					医療事務				
	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
A		3	0	5	0		1	5	1	2		3	0	5	0		3	0	5	0
B	3		2	4	1	3		4	1	1	3		2	4	1	3		2	4	1
C	0	2		1	3	3	2		1	3	0	2		1	2	4	2		1	3
D	5	4	1		0	5	4	1		0	0	4	1		3	5	4	1		0
E	0	1	3	0		0	1	0	3		1	1	3	1		0	1	3	2	

図2（甲2の図29）

5. 相違点の判断の誤り

原告は、引用発明は、「構成要素」は読み出していないから、「構成要素」単位で編集することはできないところ、本願発明は、「構成要素」単位で参照・編集を可能とするもので、顕著な効果を奏するから、本件審決の相違点の判断は誤りであると主張した。

6. 裁判所の判断

(1) 「構成要素」の意義

裁判所は、請求項1の「複数の異なる文書種類から、それぞれの構成要素の読み出し参照を可能としている」との記載からは、1つの「文書種類」に複数の「構成要素」が含まれることが把握できるものの、「構成要素」が「文書種類」をどの程度細分化し

たものであるのかは、一義的に明らかではない、と指摘した。

そして、本願明細書の記載を参酌すれば、「構成要素」とは、例えば「医師記事」における「訴え」、「所見」、「診断」、「処方」のそれぞれに対応するものであり、「文書種類」の内容を構成する要素であると解されるとした。（下線筆者。以下同様。）

（２）「複数の異なる文書種類から、それぞれの構成要素の読み出し参照を可能としている」の意義

裁判所は、本願明細書の記載を参酌すれば、当該構成は、複数存在する文書種類のうちのある文書種類（医師記事）を通じて、記録場所からそれぞれの構成要素（「訴え」、「所見」等）を読み出して、図２のように表示して参照することを可能とするとともに、他の文書種類を通じて、それぞれの構成要素を読み出して参照することを可能とするものであると解されるとした。

（３）引用発明の動作

裁判所は、甲２の記載を参酌すれば、引用発明は、「診察日や患者名などの基本情報、診察情報、病歴、レセプト、投薬情報などの電子カルテに必須の情報を蓄積する病院内のDB 1 1 9」を備えており、「病歴」、「処置処方」等の各「構成要素」に対応する「データ」はDB 1 1 9に蓄積されるから、複数存在する文書種類のうちのある文書種類を通じて、DB 1 1 9から読み出したそれぞれの構成要素を参照することが可能とされていると解され、引用発明は、「複数の異なる文書種類から、それぞれの構成要素の読み出し参照を可能」とするものであると認定した。

（４）相違点の判断

裁判所は上述のように、引用発明は、「病歴」、「処置処方」等の各「構成要素」を参照することが可能とされていると述べた上で、次のように指摘した。

引用発明は、「編集モードにおいて、電子カルテの所定のコントロールの必要な箇所に必要な情報を入力」(【0 1 2 5】)するものであるところ、表示モードでのレイアウト画面(図 2 3, 2 4)においても、メニューバー 2 1 0 1 の表示メニューのドロップダウンメニューにより「編集 (E)」を選択して、編集することが可能である以上、参照した構成要素の編集は可能であると解されるから、「構成要素」単位で編集を可能とするとの効果も、引用発明から予測し得る範囲のものである。

したがって、「構成要素」単位で参照・編集できることは、本願発明の顕著な効果とはいえない、と裁判所は判断した。

また、本願発明では、文書の中から必要な構成要素を単位として抽出表示させているので、複数の異なる文書種類から自己に必要な文書のみをピックアップして表示さ

せることができる、データの検索場所がデータ記録場所一か所に集約されるため、データがいかに膨大になっても対応可能である、との顕著な作用効果を奏するのに、本件審決がこれらの効果を看過していることが誤りである、との原告の主張に対して、裁判所は、文書の中から必要な構成要素を単位として抽出表示させているので、複数の異なる文書種類から自己に必要な文書のみをピックアップして表示させることができるとの効果は、引用発明の構成から自明のものであり、本願発明の顕著な効果ではないと判断した。

7. 結論

裁判所は、原告の主張する取消事由には理由がないから、原告の請求を棄却する判決をした。

8. 考察

原告は、本件発明の電子カルテシステムにおいて、ユーザ毎に表示レイアウトや表示項目を変えるために、画面に配置する構成要素ごとにデータを読み出す点を、本件発明の特徴として、引用発明の相違を主張したが、進歩性は認められなかった。

画面に表示する複数項目に対するデータをデータベースから効率よく読み出すためには、複数項目とデータベース構造との親和性が高いことが望ましい。しかしながら、表示する複数項目は互いに関係があるものである。一方、データベースの設計の観点から見た場合においては、各テーブルの項目となるのは概念的に関係性があるものになる。

したがって、画面に表示する項目やレイアウトがユーザ毎に変わる場合であっても、項目の内容が大きく変わり、データの読み出しの効率性に影響を与えることは稀と思われる。したがって、データベース構造の違いや処理による違いによる効果が顕著であるとして、進歩性を担保するのは困難であったものとする。

以上